

周南市東京圏在住者テレワーク・関係人口移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京圏から本市への移住促進を図るため、山口県と協働して行う移住支援事業として実施する周南市東京圏在住者テレワーク・関係人口移住支援事業に係る支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の一部の区域のうち、別表1に規定する条件不利地域等を除いた区域をいう。
- (2) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。
- (3) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録することをいう。
- (4) 農林水産業 日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に規定する大分類A農業、林業及び大分類B漁業をいう。

(対象者要件)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第5条に規定する申請（以下「申請」という。）のあった日から5年以上継続して本市に居住する意思をもって転入する者であって、申請時において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 移住元に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - ア 転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住し、又は東京圏に在住しつつ東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。この場合において、東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学した期間を移住元としての対象期間に含めることができる。
 - イ 転入する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住し、又は東京圏に在住しつつ東京23区内への通勤をしていたこと。この場合において、東京23区内への通勤の期間については、転入の日の3月前までを当該1年の起算点とすることができ、及び東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学した期

間を移住元としての対象期間に含めることができる。

(2) 移住先に関する要件 令和6年4月1日以降に転入したこと。

(3) テレワーク・関係人口に関する要件 次に掲げるア又はイのいずれかに該当すること。

ア テレワークに関する要件 次に掲げる全てに該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない。）こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。

(ウ) 地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

イ 関係人口に関する要件 次に掲げる(ア)及び(イ)に該当し、かつ、(ウ)から(オ)のいずれかに該当すること。

(ア) 令和7年4月1日以降に市内の農林水産業に就業していること（法人等に雇用されている場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業で、申請時において在職していること）。

(イ) 転入時において40歳以下であること。

(ウ) 過去に連続して3年以上本市に居住していたこと。

(エ) 転入前の直近3年以内に、本市を会場に県又は市等が主催した移住体験や就労体験等への参加や本市への移住の検討に際し山口県が行う交通費支援制度を活用したことがあること。

(オ) 転入前の直近3年以内に、1回以上本市ふるさと納税を行っていること。

(4) その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 日本人であること又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

イ 第5条に規定する申請書に記載された世帯員（以下「世帯員」という。）が、補助対象者と移住元において同一世帯に属し、かつ、申請の際、同一世帯に属していること（単身世帯を除く。）。

ウ 補助対象者及び世帯員がいずれも、申請の際、転入後1年以内であること。

エ 補助対象者及び世帯員がいずれも、本市市税を滞納していないこと。

オ 補助対象者及び世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

カ 申請者は（2人以上の世帯の支援金を申請する場合は申請者を含む世帯員いずれも対象とする。）、過去10年以内に申請者を含む世帯員として本市及び他の自治体が行う同様の支援金の交付を受けていないこと。ただし、支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、市長が認める場合を除く。

キ アからカに掲げるもののほか、市長が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

（支援金の額等）

第4条 支援金は、予算の範囲内で交付する。

2 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（1）単身世帯 60万円

（2）2人以上の世帯 100万円

3 2人以上の世帯のうち、申請年度の4月1日時点で18歳未満の世帯員を含む世帯については、前項第2号の額に18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

（支援金の交付申請）

第5条 支援金の交付を申請しようとする補助対象者は、転入をした日から起算して1年に到達する日までの間に、周南市東京圏在住者テレワーク・関係人口移住支援金交付申請書（別記様式第1号）に別表2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（支援金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、当該申請書の提出があった日から14日以内に支援金の交付決定を行い、その旨を周南市東京圏在住者テレワーク・関係人口移住支援金交付決定通知書（別記様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第7条 支援金の交付は、前条の規定により支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）からの周南市東京圏在住者テレワーク・関係人口移住支援金交付請求書（別記様式第4号）の提出による請求に基づき行うものとする。

（報告及び是正のための措置）

第8条 交付決定者は、第6条の規定による交付決定を受けた日から5年を経過する日又は次条の

規定による交付決定の取消しを受けた日までの間、住所、勤務先その他第3条に規定する補助対象者の要件の確認に必要な事項を、毎年別に定める日までに、周南市東京圏在住者テレワーク・関係人口移住支援金現況届（別記様式第5号）により市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、補助事業の遂行に関し、必要があると認めるときは、補助対象者又は交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

（支援金の交付決定の取消し及び返還命令）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、就業先の企業の倒産、災害、本人の病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

- （1） 偽り又は不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- （2） 正当な理由なく、前条第1項の報告を行わないとき、又は前条第2項の規定による求めに応じなかったとき。
- （3） 申請のあった日から3年を経過する前に市外へ転出したとき。
- （4） 申請のあった日から3年以上5年以内に市外に転出したとき。
- （5） 申請のあった日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞したとき（関係人口に関する申請の場合に限る。）。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取消した場合において、既に支援金を交付しているときは、同項第1号から第3号まで及び第5号に該当する場合にあっては支援金の全額について、同項第4号に該当する場合にあっては支援金の半額について、その返還を期限を定めて周南市東京圏在住者テレワーク・関係人口移住支援金返還請求書（別記様式第6号）により請求するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月24日要綱第98号）

この要綱は、令和6年7月24日から施行する。

附 則（令和7年4月1日要綱第67号）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の周南市東京圏在住者テレワーク移住支援金交付要綱の規定は、令和7

年4月1日以降に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和7年7月30日要綱第91号）

- 1 この要綱は、令和7年7月30日から施行する。
- 2 改正後の周南市東京圏在住者テレワーク・関係人口移住支援金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以降に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の周南市東京圏在住者テレワーク・関係人口移住支援金交付要綱の規定は、令和8年4月1日以降に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

別表1（第2条関係）

都県名	条件不利地域等
東京都	檜原村 奥多摩町 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村
埼玉県	秩父市 飯能市 本庄市 越生町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町 東秩父村 神川町
千葉県	銚子市 館山市 旭市 勝浦市 鴨川市 富津市 いすみ市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 栄町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町
神奈川県	三浦市 山北町 箱根町 真鶴町 湯河原町 清川村

別表2（第5条関係）

申請区分	書類
テレワーク（第3条第3号ア）	<ol style="list-style-type: none"> 1 転入後の住民票の写し（2人以上の世帯向けの申請を行う場合にあつては、補助対象者を含めた世帯全員分） 2 戸籍の附票の写し等、転入する直前の10年間のうち、通算して5年以上、移住元に居住していたことが確認できる書類 3 住民票の写し（除票）等、補助対象者及び世帯員全員が移住元で同一世帯

	<p>帯であったことが確認できる書類（単身世帯は除く。）</p> <p>4 市税の滞納がないことを証する書類（2人以上の世帯向けの申請を行う場合にあっては、補助対象者を含めた世帯全員分）</p> <p>5 東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた者にあつては、移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類</p> <p>6 東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主にあつては、履歴事項全部証明書又は個人事業の開業・廃業等届出書の写しその他移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類</p> <p>7 東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者であつて、当該通学した期間を移住元としての期間に含めるものにあつては、卒業証明書その他通学期間及び卒業校を確認できる書類</p> <p>8 個人事業主にあつては、業務委託契約書の写しその他申請日以降に、テレワークにより移住元の業務を継続して行うことが確認できる書類及び個人事業の開業・廃業等届出書の写しその他本市に事業所を移転したことが分かる書類並びに売上台帳その他申請前3か月間においてテレワーク業務による収入実態が確認できる書類</p> <p>9 運転免許証等、本人確認ができる書類の写し</p> <p>10 就業証明書（別記様式第2号）又は就業時間の証明書（別記様式第2号の2）</p> <p>11 その他、市長が必要と認める書類</p>
<p>関係人口（第3条第3号イ）</p>	<p>1 転入後の住民票の写し（2人以上の世帯向けの申請を行う場合にあっては、補助対象者を含めた世帯全員分）</p> <p>2 戸籍の附票の写し等、転入する直前の10年間のうち、通算して5年以上、移住元に居住していたことが確認できる書類</p> <p>3 住民票の写し（除票）等、補助対象者及び世帯員全員が移住元で同一世帯であったことが確認できる書類（単身世帯は除く。）</p> <p>4 市税の滞納がないことを証する書類（2人以上の世帯向けの申請を行う場合にあっては、補助対象者を含めた世帯全員分）</p>

	<p>5 東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた者にあつては、移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類</p> <p>6 東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主にあつては、履歴事項全部証明書又は個人事業の開業・廃業等届出書の写しその他移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類</p> <p>7 東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者であつて、当該通学した期間を移住元としての期間に含めるものにあつては、卒業証明書その他通学期間及び卒業校を確認できる書類</p> <p>8 運転免許証等、本人確認ができる書類の写し</p> <p>9 (第3条第3号イ(ウ)で申請する場合) 戸籍の附票の写し等、過去に連続して3年以上本市に居住していたことが確認できる書類(2 戸籍の附票の写し等で確認できる場合は除く。)</p> <p>10 (雇用されている場合) 就業証明書(関係人口用)(別記様式第2号の3)</p> <p>11 (個人事業として就業している場合) 農林水産業を事業所得として青色申告を行う又は行っていることが確認できる書類</p> <p>12 (個人事業として就業している場合) 農林水産業への就業に当たって必要な条件を有していることが確認できるいずれかの書類</p> <p>(1) (農業の場合) 耕作証明書等、市内に就業先となる農地を有している(賃借含む。)ことがわかる書類</p> <p>(2) (林業の場合) 伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書の写しなど市内に就業先となる森林を使用して事業を行っていることがわかる書類</p> <p>(3) (漁業の場合) 市内にある漁業協同組合の正組合員であることがわかる書類</p> <p>13 その他、市長が必要と認める書類</p>
--	---

3 各種確認事項 ※ご確認の上、申請者本人が☑をご記入ください

<input type="checkbox"/>	別紙「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について誓約する。
<input type="checkbox"/>	別紙「移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について了承する。
<input type="checkbox"/>	申請日から5年以上継続して、周南市に居住する意思がある。
<input type="checkbox"/>	補助申請者及び申請書に記載された世帯の構成員全てに、暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者がいない。
<input type="checkbox"/>	日本人であること又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有している。
<input type="checkbox"/>	申請者は（2人以上の世帯の支援金を申請する場合は申請者を含む世帯員いずれも対象とする。）、過去10年以内に申請者を含む世帯員として本市及び他の自治体が行う同様の支援金の交付を受けていないこと。ただし、支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、市長が認める場合を除く。
<input type="checkbox"/>	本申請に対して、市が、住民登録、市税等収納状況、暴力団との関係等、申請事項確認のため必要な個人情報を取得すること及び交付後に5年以上定住することに関して必要な調査をすることへの同意する。
<input type="checkbox"/>	（テレワークの申請の場合のみ）テレワークにより勤務（原則、恒常的に通勤しない）し、かつ週20時間以上テレワークを実施する。
<input type="checkbox"/>	周南市への移住は自己の意思である。

※各種確認事項に☑を入れない事項がある場合は、移住支援金の支給対象になりません。

4 【東京圏から東京23区内への通勤をしていた方のみ記入】

東京23区内への在勤履歴（※5年以上の在勤履歴を記載）

期 間	就業先	就業先住所

5 【通学期間を移住元としての対象期間に含める方のみ記入】

東京23区内の大学等への通学履歴

期 間	学校名	通学先住所

6 【関係人口による申請の場合のみ記入】

関係人口の内容確認（申請者の該当する項目に☑を記載）

必須	(1) 令和7年4月1日以降に市内の農林水産業に就業している	
必須	(2) 転入時において40歳以下である	
い ず れ か 1 つ	(3) 過去に連続して3年以上本市に居住していたことがある	
	(4) 転入前の直近3年以内に、本市を会場に県または市等が主催した移住体験や就労体験等への参加や本市への移住の検討に際し山口県が行う交通費支援制度を活用したことがある	
	(5) 転入前の直近3年以内に、1回以上本市ふるさと納税を行っている	
【(4) の場合】 <input type="checkbox"/> 移住・就労体験等の参加 事業名： 参加時期： 年 月 <input type="checkbox"/> 交通費支援制度の利用 利用時期： 年 月		
【(5) の場合】 納付時期： 年 月 利用したポータルサイト名等：		

□移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 「周南市東京圏在住者テレワーク・関係人口移住支援金事業」及び「やまぐちテレワーク移住等支援事業」（以下、「移住支援事業」という。）に関する報告及び立入調査について、山口県及び周南市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、移住支援事業の要綱及び実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に周南市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 周南市東京圏在住者テレワーク・関係人口移住支援金交付要綱に基づく移住支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) (関係人口の申請の場合のみ) 申請のあった日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に周南市以外の市区町村に転出した場合：半額

□移住支援事業に係る個人情報の取扱い

山口県及び周南市は、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき適切に管理し、本事業のために利用します。

また、山口県及び周南市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

【添付書類】※該当するものに☑をご記入ください

(共通書類)

- (1) 転入後の住民票の写し（2人以上の世帯向けの申請をする場合には本申請書に記載された全員分）
- (2) 戸籍の附票の写し等、転入する直前の10年間のうち、通算して5年以上、移住元に居住していたことが確認できる書類
- (3) 住民票の写し（除票）等、本申請に記載された全員が移住元で同一世帯であったことが確認できる書類（単身世帯は除く。）
- (4) 市税の滞納がないことを証する書類（2人以上の世帯向けの申請をする場合には本申請書に記載された全員分）
- (5) 東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた者にあつては、移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
- (6) 東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主にあつては、履歴事項全部証明書又は個人事業の開業・廃業等届出書の写しその他移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類
- (7) 東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者であつて、当該通学した期間を移住元としての期間に含めるものにあつては、卒業証明書その他通学期間及び卒業校を確認できる書類
- (8) 運転免許証等、本人確認ができる書類の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

(テレワークに関する申請の場合のみ)

- (10) 就業証明書(別記様式第2号)又は就業時間の証明書(別記様式第2号の2)
- (11) 個人事業主にあつては、業務委託契約書の写しその他申請日以降に、テレワークにより移住元の業務を継続して行うことが確認できる書類及び個人事業の開業・廃業等届出書の写しその他本市に事業所を移転したことが分かる書類並びに売上台帳その他申請前3か月間においてテレワーク業務による収入実態が確認できる書類

(関係人口に関する申請の場合のみ)

- (12) 就業証明書(関係人口用)(別記様式第2号の3)(雇用されている場合に限る)
- (13) 関係人口の要件として、過去に連続して3年以上本市に居住していたことがあつた者については、過去に連続して3年以上本市に居住していたことが確認できる書類(他の書類で確認できる場合は除く。)
- (14) 農林水産業を事業所得として青色申告を行うまたは行つていることが確認できる書類(個人事業として就業している場合に限る)
- (15) 農林水産業への就業にあつて必要な条件を有していることが確認できる書類(個人事業として就業している場合に限る)

別記様式第2号（第5条関係）

別記様式第2号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）周南市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号 — —
担当者
（部署名・電話番号）

就 業 証 明 書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
テレワーク開始年月日	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等を含む。）によるテレワークではない。
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用 （テレワークにより勤務（原則、恒常的に通勤しない。）し、かつ、週 20 時間以上テレワークを実施）
テレワーク交付金	勤務者に地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業による資金提供をしていない。

周南市東京圏在住者テレワーク・関係人口移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、山口県及び周南市の求めに応じて、山口県及び周南市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

(宛先) 周南市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号 — —
担当者

就 業 時 間 の 証 明 書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

就労開始日	年 月 日		
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 <small>(うち休憩時間 分)</small>	
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日	
	平日	時 分	～ 時 分 (うち休憩時間 分)
	土曜	時 分	～ 時 分 (うち休憩時間 分)
	日祝	時 分	～ 時 分 (うち休憩時間 分)
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 <small>(うち休憩時間 分)</small>	
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日	
	主な就労時間帯	時 分 ～ 時 分 <small>(うち休憩時間 分)</small>	
就労実績 (直近3カ月)	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月
就労状況	テレワークにより勤務(原則、恒常的に通勤しない)し、かつ週20時間以上テレワークを実施。		
特記事項 (備考)			

年 月 日

(宛先) 周南市長

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

— —

担当者

(部署名・電話番号)

就 業 証 明 書 (関係人口用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
新規の雇用	転勤, 出向, 出張, 研修等による勤務地の変更ではなく, 新規の雇用である
雇用の形態	週 20 時間以上の無期雇用

周南市東京圏在住者テレワーク・関係人口移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、山口県及び周南市の求めに応じて、山口県及び周南市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第 号
年 月 日

周南市東京圏在住者テレワーク・関係人口移住支援金交付決定通知書

様

周南市長



年 月 日付けで交付申請のあった周南市東京圏在住者テレワーク・関係人口移住支援金については、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 _____ 円
- 2 交付の条件 周南市東京圏在住者テレワーク・関係人口移住支援金交付要綱及び関係法令を遵守すること。

年 月 日

（宛先）周南市長

住所
氏名

周南市東京圏在住者テレワーク・関係人口移住支援金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった周南市東京圏在住者
テレワーク・関係人口移住支援金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

1 請求額 金 _____ 円

2 振込先

振込先金融機関	銀行 信用金庫 農業協同組合	本店 支店
口座番号	普通・当座	
(フリガナ)		
口座名義		

年 月 日

(宛先) 周南市長

住所
氏名

周南市東京圏在住者テレワーク・関係人口移住支援金現況届

周南市東京圏在住者テレワーク・関係人口移住支援金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 変更の有無

補助金の交付決定以降（過去の現況届で報告済みの場合は、それ以降）の変更の有無について、以下の項目ごとにを記入し、変更内容を記載してください。

- ・氏名の変更 有 無
- ・住所の変更 有 無
- ・連絡先の変更 有 無
- ・勤務先の変更 有 無

(変更内容)

旧 (変更前)	新 (変更後)

2 添付書類

変更の有無に関わらず、以下の書類を添付してご提出ください。

チェック	必要書類	提出が必要な方
<input type="checkbox"/>	世帯全員の住民票の写し	補助対象者

※現況届の報告期間について ※交付決定日の属する期間に応じて、初回の報告は交付決定日から、2回目以降は前回の報告から、1年経過後最初に到達する以下の期間にご提出ください。

(補助金の交付決定日)	(報告期間)
4月1日～9月30日	→ 10月1日～31日
10月1日～3月31日	→ 4月1日～30日

【(例) 交付決定日 R6.7.1 → 初回報告 R7.10.1～10.31 → 2回目 R8.10.1～10.31・・・】

※各書類の取得日は、各報告期間内のものをご提出ください。

第 号
年 月 日

周南市東京圏在住者テレワーク・関係人口移住支援金返還請求書

様

周南市長



年 月 日付け 第 号で交付決定した周南市東京圏在住者テレワーク・関係人口移住支援金について、下記の理由により交付決定を取り消すこととしたので、周南市東京圏在住者テレワーク・関係人口移住支援金交付要綱第9条第2項の規定により返還を請求します。

記

- 1 支援金交付済額 金 _____ 円
- 2 返還請求額 金 _____ 円
- 3 取消しの理由
- 4 返還期限 年 月 日
- 5 返還方法

別添納入通知書により、返還期限までに周南市指定金融機関へ納入してください。